

緑の保全地域等管理事業要綱

（目 的）

第 1 条 この要綱は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定により緑の保全地域として指定された土地の地域（以下「指定地区」という。）について、適正な管理を行うことにより、指定地区の自然的環境の保全を図ることを目的とする。

（協 定）

第 2 条 市長は、指定地区の土地所有者と、指定地区の管理等に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定は、条例第 10 条第 7 項の規定による指定の告示ののち、すみやかに締結するものとする。

3 前 2 項の協定の期間は、おおむね 5 年以上とする。

（管 理）

第 3 条 前条前項の規定により協定を締結した土地所有者、（以下「協定土地所有者」という。）は、指定地区の自然的環境について、適正に管理しなければならない。

（権利の移転等）

第 4 条 協定土地所有者は、指定地区の存する土地の所有権を移転し、又は当該土地に用益権を設定しようとするときは、あらかじめ市長に申し出なければならない。

（協定の失効）

第 5 条 第 2 条に定める協定は、条例第 10 条第 9 項に定める指定の解除等のときは、その効力を失う。

（助 成）

第 6 条 市長は、毎年度予算の定める範囲内で、協定土地所有者に対し、適正な管理のための奨励金を交付することができる。

(特別緑地保全地区への準用)

第 7 条 第 1 条から前条までの規定は、都市緑地法（昭和 4 8 年法律第 7 2 号）第 1 2 条の規定により指定された特別緑地保全地区について、これを準用する。

(その他必要事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 5 2 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この改正要綱は、平成 1 4 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この改正要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。